

船員の最低賃金

平成22年3月31日現在

区分		決定者	
		国土交通大臣	
		北陸信越運輸局長	
諮問年月日		平成20年6月20日	平成18年7月13日
答申年月日		平成20年8月29日	平成18年10月26日
決定公示年月日		平成20年12月1日	平成19年2月19日
効力発生效年月日		平成20年12月31日	平成19年3月21日
適用する地域		全 国	北陸信越運輸局管内
適用する船員		沿海100トン以上の鋼船の乗組員	沿海100トン未満の鋼船の乗組員 平水の鋼船の乗組員 木船の乗組員
最低賃金額 (月額、円)	職員 A	241,400	241,400
	職員 B	224,950	224,950
	部員 A	182,850	182,100
	部員 B	173,700	172,950

(注) 1. 職員 A は職員 B 以外の船員、職員 B は特定の船舶職員養成施設を修了した若年船員(職員 B は平成 8 年度に新設)

(注) 2. 部員 A は経験 3 年以上、部員 B は経験 3 年未満

海上旅客運送業

区分		決定者	
		国土交通大臣	
		北陸信越運輸局長	
諮問年月日		平成13年6月4日	平成20年7月17日
答申年月日		平成13年9月21日	平成20年9月26日
決定公示年月日		平成13年11月1日	平成21年1月27日
効力発生效年月日		平成13年12月1日	平成21年2月26日
適用する地域		全 国	北陸信越運輸局管内
適用する船員		遠洋・近海区域の旅客船の乗組員 沿海区域100トン以上の旅客船の乗組員(但し、平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている旅客船を除く。)	平水区域の旅客船の乗組員 沿海区域100トン未満の旅客船の乗組員 沿海区域100トン以上の旅客船の乗組員(但し、平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されている旅客船に限る。)
最低賃金額 (月額、円)	職員	238,300 (184,200)	238,300
	部員	177,500	171,700

(注) ()内は事務部職員

漁業(遠洋まぐろ漁業及び大型いかつり漁業)

区分		決定者	
		国土交通大臣	
漁 種		遠洋まぐろ漁業	大型いかつり漁業
諮問年月日		平成19年7月20日	平成21年7月27日
答申年月日		平成19年9月21日	平成21年11月20日
決定公示年月日		平成19年11月30日	平成22年1月29日
効力発生效年月日		平成19年12月30日	平成22年2月28日
適用する地域		全 国	
適用する船員		遠洋まぐろ漁業のうち、うきはえなわを使用して、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁船の乗組員	総トン数100トン以上の動力漁船により、つりによっていかをとることを目的とする漁船の乗組員
最低賃金額 (月額、円)	一人歩船員	192,200	196,400

漁業(沖合底びき網漁業及び大中型まき網漁業)

区分		決定者	
		北陸信越運輸局長	
漁 種		沖合底びき網漁業	大中型まき網漁業
諮問年月日		平成15年6月19日	平成14年7月11日
答申年月日		平成15年10月24日	平成14年11月22日
決定公示年月日		平成16年2月4日	平成15年2月20日
効力発生效年月日		平成16年3月5日	平成15年3月22日
適用する地域		北陸信越運輸局管内	
適用する船員		沖合底びき網漁業に従事する漁船の乗組員	大中型まき網漁業に従事する漁船の乗組員
最低賃金額 (月額、円)	一人歩船員	192,000	192,000